

平成二十一年六月十九日受領  
答弁第五二二三号

内閣衆質一七一第五二三号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する再質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する再質問に対する答  
弁書

一について

平成二十一年度の外務省の執務参考資料である便宜供与事務処理要領の便宜供与取扱基準においては、  
A A、B B、C C、C C | G G、C C | H H、D D、T T | X X及びT Tの分類を設けており、次のとおり、それぞれの分類に該当する者を例示している。

(一) A A

皇族、総理、国務大臣、衆・参両院議長、最高裁判所長官、特派大使及び前・元総理

(二) B B

衆・参両院副議長、衆・参両院正式派遣議員団、党公式派遣議員団、各府省副大臣・大臣政務官、前・  
元衆・参両院議長、衆・参両院常任委員会委員長、前・元国務大臣、最高裁判所判事、都道府県知事、政  
令指定都市市長及び民間経済四団体の長

(三) C C

衆・参両院議員、各府省事務次官、各府省局部長、外局の長等指定職の者、特別職給与法別表第一に掲げる者でA A又はB Bの指定を受けない者、都道府県議会議長、政令指定都市市議会議長、特殊法人の長、独立行政法人の長及び審議会等の長

(四) C C I G G

各府省課長級（七級以上）、都道府県副知事、出納長及び都道府県議会副議長

(五) C C I H H

その他の国家公務員（六級以下）

(六) D D

地方公務員、地方議会議員及び公益を目的とする法人・団体等の職員

(七) T T I X X

(一)から(六)までのいずれかに該当する者であつて、取りあえず通報のみを行うに留めるが、追つて本人から要請がある場合には、しかるべく便宜供与を行うもの

(八) T T

(一)から(六)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの

二について

大使館及び総領事館が行う便宜供与の分類については差異は設けられておらず、いずれも一についてで述べた(一)から(八)までの分類に従つて適切に対応することとなっている。